



# NIPPON KAJI KENTEI KYOKAI

## インド向中古機械船積前検査内容についてのご案内 (Chartered Engineer's Certificate)

|                         |  |          |                             |
|-------------------------|--|----------|-----------------------------|
| <p>規制内容</p>             | <p>手直しを施した現物投資中古予備製品（設備）をインドへ輸出する場合、CEC (Chartered Engineer's Certificate) により新品に比べて少なくとも80%以上の残存耐用証明が必要となります。又、インド輸入通関において、Invoice 価格の妥当性に疑義が生じた場合、インド税関はインド政府より指定を受けた第三者検査機関が発行する CEC (Chartered Engineer's Certificate) の記載内容を利用し、価格評価を行う場合があります。輸入中古機械設備及び機械部品が対象であり、弊会はインド政府から指定を受けた検査機関のひとつとして、証明業務を行っています。</p>  |          |                             |
| <p>検査内容</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械設備の名称、仕様、製造者、原産国、製造番号、製造年等の明細</li> <li>・ 検査員立会いの下、稼動試験を行ったかどうか</li> <li>・ 試験内容とその結果</li> <li>・ 修理及び整備記録（年月／内容／費用）</li> <li>・ 見込まれる残存耐用年数</li> <li>・ 最新機種との機能差</li> <li>・ 推定新品価格</li> <li>・ 購入価格</li> <li>・ Invoice 価格の妥当性評価</li> </ul>  |          |                             |
| <p>検査時までにご準備頂く事項・資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申し込み (NKKK Web 申し込みからログイン)</li> <li>・ 機器リスト (お申し込み時に添付願います。)</li> <li>・ 直近 (3 ヶ月以内) の点検記録または試験成績書 (もしあれば)</li> <li>・ 検査当日に稼動できる状態であること</li> <li>・ 検査当日に外観が全て確認できる状態であること</li> <li>・ 修理及び整備記録 (年月／内容／費用)</li> <li>・ 推定新品価格</li> <li>・ 購入価格</li> <li>・ 中古機械本体以外の解体、輸送、保管、梱包、船積、船運賃、保険にかかる各金額明細</li> <li>・ Invoice (検査後で結構です。)</li> </ul> |          |                             |
| <p>検査ご依頼から証明書発行のフロー</p> | <p>お客様</p>   |          | <p>NKKK</p>                 |
|                         | <p>お申し込み<br/>(NKKK Web 申込からログイン)</p>   | <p>➡</p> | <p>お申し込み受付</p>              |
|                         | <p>検査日時の確認</p>   | <p>↔</p> | <p>検査日時の確認</p>              |
|                         | <p>検査準備 (資料等)</p>  |          |                             |
|                         | <p>資料の提供</p>   | <p>↔</p> | <p>検査員が指定場所へ訪問<br/>検査実施</p> |
|                         | <p>証明書受領</p>   | <p>←</p> | <p>証明書作成・発行</p>             |

|         |                               |  |
|---------|-------------------------------|--|
| 良くあるご質問 | 検査申し込みから検査実施までの期間             | 可能な限り検査ご希望日に対応できるよう手配しますが、不可能な場合は打合せします。検査お申し込みは、ご希望日より少なくとも1週間以上前に頂ければご希望日に検査できる可能性が高くなります。 |
|         | 検査終了後から証明書発行までの期間             | 約1週間程度とお考え下さい。   |
|         | 既に設備が解体され、稼働させることができない        | 直近の点検記録等をご提出願います。但し、CECに「検査員立会いの下、稼働試験を行っていない」事実を記載させていただきます。                                |
|         | 10年以上経過した機械は輸入禁止と聞いたが         | 当該規制は撤廃となっており、現在は10年以上経過した中古機械でも輸入可能です。  |
|         | Invoice 価格が簿価残額相当であり、非常に安価である | 弊会の算定結果により、Invoice 価格が妥当でないと考えられる場合は、妥当額を勧告します。但し、その勧告により Invoice Value を変更するか否かは任意となります。    |
|         | 既に梱包してしまった機械は検査可能か            | 解梱して頂いた上で検査します。  |
|         | 既にインドへ到着した機械は検査可能か            | 残念ながら、日本へ積戻し、解梱をして頂いた上で、検査します。   |
|         | 証明書の有効期限                      | 中古機械の状態(損耗度)は月の経過によって変化しますため、検査日より3ヵ月以内に証明書をお使いになることをお勧めします。                                 |

問合せ先：

(社) 日本海事検定協会

検査第一サービスセンター

TEL: 03-3454-5721 / FAX:03-3454-5722

mail: [honbu-kns-3-gp@nkkk.or.jp](mailto:honbu-kns-3-gp@nkkk.or.jp)

【インド】Chartered Engineer Cert

\* CEC = Chartered Engineer Certificate

